

（地域自治組織の検討に関する中間報告書 p.32～p.33 抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第〇〇条第1項の規定に基づき、地域自治協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（認定の申請）

第2条 協議会は市長の認定を受けるためには、所定の様式に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員、構成団体等の名簿
- (3) 認定を申請することについて申請団体が議決したことを証する書類
- (4) 地域自治計画
- (5) その他市長が必要と認める書類

（認定の要件）

第3条 市長は、協議会が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、認定をすることができる。

- (1) 協議会が組織する地域の範囲は、小学校区を基本とするものであること。ただし、小学校区と異なる場合でも地域的背景等相当の理由があると市長が認めるときは、小学校区と異なる範囲をもって協議会の地域とすることができる。また協議会の地域の範囲は、他の協議会の地域の範囲と重複することはできない。【区域・唯一性】
- (2) その地域において活動している団体等で構成されていること。【組織の構成】
- (3) その地域のすべての市民に開かれており、かつ地域の市民の意見を反映した民主的な地域づくりが行われていること。【開放性・民主性】
- (4) 良好な地域社会の形成に資することを目的とし、その地域のすべての市民を対象とした取組みを行う組織であること。【目的の正当性・公共性】
- (5) 特定の宗教活動又は政治活動を目的とした活動を行っていないこと。【宗教的・政治的中立性】

（認定の通知）

第4条 市長は、協議会より第2条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、認定の可否を決定し、協議会にその旨を所定の様式により通知するものとする。

（変更の届出）

第5条 協議会は次に掲げる事項に変更が生じたときは、所定の様式により市長に届け出なければならない。

- (1) 代表者の氏名又は住所
- (2) 規約
- (3) その他市長が必要と認める事項

（認定の取消し）

第6条 市長は、協議会が第3条各号のいずれかの規定に該当しなくなると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（解散の届出）

第7条 協議会は、自らを解散するときは、所定の様式により市長に届け出なければならない。

（告示）

第8条 市長は、次の各号に掲げる場合には、速やかにその旨を告示しなければならない。

- (1) 協議会を認定したとき。
- (2) 認定の取消しを行ったとき。
- (3) 前条の規定により解散の届出があったとき。
- (4) その他市長が協議会に関し必要と認めることがあったとき。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。